

徳島県開発審査会条例

〔昭和45年3月24日〕
徳島県条例第29号

改正 平成12年3月28日条例第53号

（趣 旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定に基づき、徳島県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委 員）

第2条 委員の定数は、7人とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。（平12条例53・一部改正）

（会 長）

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議 事）

第4条 審査会の会議は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者。以下この条において同じ。）が招集する。

2 審査会は、会長及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（幹 事）

第5条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審査会の所掌事務について、委員を補佐する。

（雑 則）

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平12年条例第53条）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

徳島県開発審査会運営規程

(昭和46年制定)

(趣 旨)

第1条 この規定は徳島県開発審査会条例（昭和45年徳島県条例第29号）第6条の規定に基づき、徳島県開発審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の召集)

第2条 会長は、会議を招集する場合には、あらかじめ審議事項、開催の期日、場所等を定めて会議の3日前までに委員に通知しなければならない。

ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(欠 席)

第3条 委員は、招集を受けた場合において、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(議 長)

第4条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(会議の公開)

第5条 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第8条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合であつて、会議を公開しない旨の議決をしたときはこの限りでない。

2 会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(会 議 録)

第6条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び出席委員2名以上が署名しなければならない。

(雑 則)

第7条 この規定に定めるもののほか、議事の運営に関して必要な事項は会長の決するところによる。

附 則

この規定は、昭和46年5月21日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年7月28日から施行する。

開発審査会に付議するものの取扱いについて

1. 開発審査会

- 1) 法第78条の規定により、開発審査会は、7名の委員によって組織され、原則として隔月の第4水曜日に開催する。
- 2) 開発審査会の幹事は、徳島県開発審査会条例第5条により、県の職員のうちから知事が任命する若干名の者によって構成され、審査会の所掌事務について、委員を補佐する。

2. 開発審査会の処理すべき事務

- 1) 市街化調整区域における許可に関する議案
 - (1) 法第34条第14号に該当する開発行為の審議
 - (2) 政令第36条第1項第3号ホに該当する建築等の審議
- 2) 法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決
- 3) 市街化調整区域における土地区画整理事業の認可に関する審議

3. 開発審査会提案基準

2. 1) に該当するものとして審査会に付議する案件は、別に定める「開発審査会への付議事項及び基準」によるものとする。